

体制届（必要書類・提出方法）

※届出用紙は、事業者指導課（訪問居宅事業者係）のホームページからダウンロードできます。

1 届出が必要な加算（減算）の内容、必要書類

⇒ 次ページの一覧表で確認してください。

2 届出時期

* 算定開始月の前月15日（閉庁日の場合は翌閉庁日）が締切りです。

* 届出に係る加算等（算定される単位数が増えるものに限る。）については、届出が15日以前の場合には翌月から、16日以降の場合には翌々月から、算定開始となります。

* 加算等が算定されなくなる状況が生じた場合は、速やかにその旨の届出が必要です。なお、この場合は、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定はできません。

3 提出方法

* 原則として「電子申請・届出システム」による提出をお願いします。やむを得ない事情等により「電子申請・届出システム」での提出が困難な場合はご相談ください。

* 申請書類に不備等があった場合は、申請の際「電子申請・届出システム」に登録したメールアドレス宛にお知らせが届くので、申請（届出）情報が「受付済」になるまでは定期的にメールのチェックをお願いします。

電子申請・届出システム（厚生労働省）（外部サイト）

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>

* 電子申請・届出システムを利用するには、GビズIDが必要です。IDを持っていない法人は、アカウントの申請手続きをお願いします。

GビズIDを作成する（デジタル庁）（外部サイト）

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

* 電子申請・届出システムの操作方法につきましては、下記のリンクから操作マニュアルを参照してください。

電子申請・届出システム（ヘルプ）（外部サイト）

https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/index.php?action_shinsei_static_help=true

4 提出先

〒700-8544

岡山市北区大供一丁目1番1号

岡山市事業者指導課 訪問居宅事業者係

電話：（086）212－1012

○介護報酬算定に係る体制等に関する届出（（介護予防）居宅療養管理指導）

◆次の内容の加算（減算）等を算定しようとする場合は、事前に岡山市への届出が必要です。届出をしていないと、サービスを提供しても報酬が支払われませんのでご注意ください。

加算等	提出書類
1. 特別地域加算	① 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2） ② 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-1-2、別紙1-2-2） ※対象地域に事業所が所在していること。 【岡山市における対象地域】 離島振興対策地域・・・犬島 振興山村・・・旧宇甘東村（下田・高津・宇甘・中泉） 旧宇甘西村（勝尾・紙工・虎倉） 旧竹枝村（大田・吉田・土師方・小倉） 旧上建部村（建部上・宮地・富沢・田地子・品田）
2. 中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算は、「地域に関する状況」と「規模に関する状況」の両方が要件に該当しないと算定できません。 <u>※令和6年4月現在、岡山市内に所在する事業所は、地域区分が7級地のため「地域に関する状況」の要件に該当せず、当該加算の対象となりません。</u>
3. 医療用麻薬持続注射療法加算	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2） ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-1-2、別紙1-2-2） ③麻薬小売業者の免許を受けていること及び 高度管理医療機器の販売業の許可を受けていることが分かるもの
4. 在宅中心静脈栄養法加算	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2） ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-1-2、別紙1-2-2） ③高度管理医療機器の販売業の許可を受けている又は 管理医療機器の販売業の届出を行っていることが分かるもの
5. 加算等の取り下げ	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2） ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-1-2、別紙1-2-2）

※ 加算等の取り下げとは、事業所として加算等の要件を満たさなかった場合を指します。

※ 加算等の追加・取り下げの場合は、各事業所において、重要事項説明書に加算項目の追加・削除を行ってください。

※ その他確認が必要な書類の提出をお願いする場合があります。